

2011年5月27日

お客様各位

中央労働金庫

東日本大震災にて被災された当金庫ローンご利用中の皆さまへ

東日本大震災による被害を受けられた皆さまに衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。中央ろうきんでは、本震災以降、被災（罹災）されたお客様の災害復旧等にむけ、主に金融面からのサポートを行い、災害復旧等にかかる資金需要へ対応すべく「緊急特別融資制度」等の取扱いを行ってまいりました。

このたび、金庫にて既にお借入をご利用いただいている被災（罹災）された皆さまへの復興支援をはかるべく、下記の通り、「返済猶予」「お支払利息の返戻」を実施致します。

## 記

### 1. 返済猶予

本震災により被災した〈中央ろうきん〉にて既に証書貸付型のご融資を利用されている方に対し、お客様の申出により、一定期間元利金の返済を猶予致します。なお、返済猶予期間中のお利息については、いただきません。また、猶予期間相当分について最終返済の期日を延長致します。

	概要
対象となる方	東日本大震災により被災した当金庫既往融資（証書貸付型）利用者のうち、生活再建や復旧等を優先するため返済猶予を希望する方。 ※証書貸付型であれば有担保・無担保いずれも対象となります。ただし、震災発生時点でご返済に遅れの無い口座が対象となります。 ※マイプラン・Ring は返済猶予の対象外となります。
受付期間	2011年5月30日から2011年9月30日受付分
返済猶予期間	最長6ヶ月（月賦返済6回・半年賦返済1回）の範囲内
返済猶予期間中の取扱い	(1) 返済猶予期間中は元利金返済額の返済が不要となります。 (2) 返済猶予期間中のお利息はいただきません。 (3) 返済猶予をご利用されると、返済猶予期間分、最終返済期日が延長されます。 (4) 返済猶予期間中の追加保証料はいただきません。

※詳しくは〈中央ろうきん〉営業店までお問合せ下さい。

## 2. お支払利息の返戻

当金庫有担保ローンをご利用中で、本震災により「自宅が半壊以上の損害を受けている」または、「福島原発の警戒区域等に指定され避難生活を余儀なくされている」方に対し、お客様の申出により当該ローンのお利息の一部を返戻致します。

	概 要
対 象 と な る 方	<p>当金庫有担保ローンをご利用中で、東日本大震災により借主本人が居住する住宅が次のいずれかの状態となった方。</p> <p>(1)半壊以上の損害を受けた場合            ※半壊以上とは『罹災証明書』に記載の「損害の程度」が「全壊・大規模半壊・半壊」のいずれかに該当する場合を指します。            ※自治体の事情により『罹災証明書』に「損害の程度」が記載されない場合は〈中央ろうきん〉営業店までご相談下さい。</p> <p>(2)福島原発による警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の指定を受けた場合            ※(1)(2)いずれの場合も借主本人が居住する住宅にかかる有担保証書貸付の口座（住宅関連資金に限ります）が対象となります。            ※損壊の状況等により対象とならない場合がございます。</p>
受 付 期 間	2011年5月30日から2011年9月30日受付分まで
返 戻 の 方 法	<p>(1)3月末時点残高に0.30%を乗じた金額（100円未満切捨て）を返戻致します。</p> <p>(2)返戻金は当金庫普通預金口座に入金致します。            ※当金庫に普通預金口座をお持ちでない場合は新規のご契約が必要です。</p>
返 戻 期 間	<p>3年間（2012年・2013年・2014年の各3月末）</p> <p>※ただし、対象年の各3月末を基準にご返済が遅れている口座についてはお支払利息返戻の対象外と致します。</p>

※詳しくは〈中央ろうきん〉営業店までお問合せ下さい。

以 上